

日本チーヴニング同窓会 (Japan Chevening Alumni Network) 会則

2016年4月26日制定・施行

2017年4月13日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本チーヴニング同窓会(英語名称: Japan Chevening Alumni Network、略称: JCAN)と称する。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を深め、他国のチーヴニング同窓生をはじめとする世界の英国留学生との交流を促進し、もって日英友好の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 会員の懇親会等交流イベントの開催
- 二 会員向けセミナー、講演会などの開催
- 三 外部向けセミナーの開催等の社会貢献事業
- 四 他国のチーヴニング同窓会、他の英国留学経験者団体との資料・情報の交換および連絡
- 五 他国のチーヴニング同窓会との交流イベントの共催
- 六 他の英国留学経験者団体との交流イベント、セミナー等の社会貢献事業の共催
- 七 その他前条の目的を達するに必要な事業

第2章 会員

(会員種別)

第4条 本会の会員は、次の4種とする。

- 一 正会員
- 二 準会員
- 三 賛助会員
- 四 名誉会員

2 役員を除く準会員、賛助会員並びに名誉会員は、本会の全ての会議において議決権を有しない。

3 役員を除く準会員、賛助会員並びに名誉会員は、前条の事業のうち第5号を除く事業に参加できる。

(会員資格)

第5条 正会員は、本会の目的に賛同し、次の各号に掲げるいずれかの条件を満たす者とする。

- 一 チーヴニング奨学金ないしはその前身の FCO 奨学金を受給し、英国に留学した経験を有する者。
- 二 チーヴニング奨学金により英国に留学する予定の者。

2 準会員は、本会の目的に賛同し、次の各号に掲げるいずれかの条件を満たす者とする。

- 一 英国大使館ないしはブリティッシュ・カウンシルにおいてチーヴニング奨学金に関する業務に従事している者ないしは従事した経験を有する者。
- 二 複数の正会員が所属する英国留学経験者で構成される同窓会に所属する者

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、次の各号に掲げるいずれかの条件を満たす者とする。

- 一 本会の活動を支援・連携する個人。
- 二 本会の活動を支援・連携する団体。

4 名誉会員は、本会の目的を達成するために協力を仰ぐことが相応しいと理事会が認める者とする。

(入会手続)

第6条 本会に入会しようとする者は、理事会に別に定める申込書を提出するものとする。

2 理事会は前項の申込書を受理した場合、入会申込者が前条の条件を満たすかどうか審査を行う。

3 入会申込者は、理事会の承認により会員となる。

4 第1項の規定にかかわらず、名誉会員は、理事会において選任する。

(退会)

第7条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出する。

(除名)

第8条 会員が本会の名誉を棄損したまたは本会の目的に反する行為をしたとき会員総数の三分の二以上の議決を得て、当該会員を除名することができる。

第9条 前条の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員情報の提供と会員資格の停止)

第10条 会員は理事会で別に定める会員にかかる情報に変更がある場合は、遅滞なく理事会に届出するものとする。

2 前項の届出が遅滞し本会則に定める会議の議決に支障をきたすおそれがある場合には、理事会は別に定める手続きにより当該会員の資格を一時停止することができる。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名以上10名以下
- 三 理事長 1名
- 四 理事 5名以上10名以下
- 五 監事 1名

2 会長及び副会長は、総会において会員のうちから選任する。

3 理事は、総会において正会員のうちから選任する。

4 理事長は、理事の互選によって選出する。

5 監事は、総会において正会員のうちから選任する。

(役員職務)

第12条 会長は会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に欠けるときないしは事故があるときはその職務を代行する。

3 理事長は理事会を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は次の職務を行う。

- 一 本会の財産の状況を監査すること。
- 二 財産の状況について不正を発見した時は、これを総会に報告すること。
- 三 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。

(役員任期)

第13条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。ただし3期をこえて再任されることはできない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において出席会員の三分の二以上の議決に基づいて当該役員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務を遂行することができないとき
- 二 当会の役員にふさわしくない行為があると認められるとき

第16条 前条の規定により役員を解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 会議

(会議の種別)

第17条 本会の会議は、総会、理事会とする。

(会議の構成)

第18条 総会は、第4条に規定する正会員および役員をもって構成する。

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

第20条 監事は、総会及び理事会に出席して意見を述べるができる。

(会議の権能)

第21条 総会は、本会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

第22条 理事会は、本会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 総会の議決した事項の執行に関すること
- 二 総会に付議すべき事項
- 三 本会の特定の事業を行うための委員会の設置と当該委員会の権能および運営にかかる細則
- 四 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第23条 総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 前年度に決算を要する事業を行ったとき
- 二 新年度の予算・事業計画を策定したとき
- 三 理事会が必要と認めたとき
- 四 正会員総数の五分の一以上から招集の請求があったとき
- 五 監事から招集の請求があったとき

第24条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 理事長が必要と認めたとき
- 二 理事の三分の一以上から招集の請求があったとき

(会議の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した会員のうちから選出する。

第26条 理事会の議長は理事長とする。

(会議の定足数)

第27条 総会は、会員総数の過半数の出席により成立する。

2 総会を欠席する会員は委任状の提出をもって出席に替えることができる。

第28条 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立する。

2 理事会を欠席する理事は委任状の提出をもって出席に替えることができる。

(会議の議決)

第29条 総会及び理事会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第5章 資産及び会計

(会費)

第30条 総会の議決を得て、理事会は会費を徴収することができる。

(参加費)

第31条 理事会ないし委員会は、事業を遂行するにあたり、理事会の議決をもつて、参加者より参加費を徴収することができる。

(資産の構成)

第32条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 事業に伴う収入
- 二 会費
- 三 寄付金品
- 四 資産から生じる収入
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第33条 本会の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(寄付の受理)

第34条 寄付金品は、理事会の承認を得て受理する。

(事業報告及び決算)

第35条 参加費を徴収ないしは受理した寄付金品の支出を伴う事業を行った場合、理事会は事業報告及び決算書を作成し、監事の監査を経たうえで、事業終了の翌年度に開催される最初の総会の議決を得なければならない。

(会則の変更)

第36条 この会則は、総会において出席者総数の三分の二以上の議決を得て変更することができる。

(解散)

第37条 本会は、次の各号の事由が発生した場合に解散する。

- 一 総会において、解散することが決議された場合
- 二 本会の目的である事業が遂行できなくなったとき
- 三 本会の会員がなくなったとき

第6章 補則

(書類及び帳簿)

第38条 本会は、次の各号の書類を作成する。その管理方法については理事会において別途定める。

- 一 会則
- 二 会員名簿
- 三 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(実施細則)

第39条 この会則の実施に関して必要な事項は理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

附則

(施行)

1. この会則は、2016年4月26日より施行する。
- 2.